

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正後	改正前
<p>（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結の範囲に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあつては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</p> <p>〔ロ〕ホ 略</p> <p>〔二〕十一 略</p> <p>〔4〕6 略</p>	<p>（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結の範囲に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</p> <p>〔ロ〕ホ 同上</p> <p>〔二〕十一 同上</p> <p>〔4〕6 同上</p>

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 「略」

2 「略」

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

十二 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析(当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。)

十三 「略」

十四 「略」

十五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析(当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。)

4 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 「同上」

2 「同上」

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

十二 「同上」

十三 「同上」

「号を加える。」

4 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事

項は別紙様式第七号により、前項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5 「略」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

十二 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

十三 「略」

十四 「略」

十五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十三号に掲げる事項

項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5 「同上」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

十二 「同上」

十三 「同上」

「号を加える。」

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項

は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 「略」

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 「略」

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析(当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。)

3 「略」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象と

は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 「同上」

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 「同上」

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

3 「同上」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2</p> <p>なる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）</p> <p>〔略〕</p>
	<p>2</p> <p>〔同上〕</p>